

薬だつ知識

⑥7

今年10月に県内で鹿児島県国体・全国障害者スポーツ大会が開催されます。今大会から参加するアスリートだけでなく、少年選手の保護者も含む関係者はすべてアンチ・ドーピング教育を受けることが義務化されました。

ドーピングは、競技能力を高めるために禁止されている薬物等を使用する行為で、知っている方も多いかもしれませんが、意図的であるかどうかに関わらず、ルールに反する行為やそれらの行為を隠すこともドーピングに該当します。

それでは、アンチ・ドーピングとはどのようなことでしょうか。日本アンチ・ドーピング機構（JADA）が掲げ

アンチ・ドーピング

「お薬手帳」に貼って、アスリートであることを伝えるシール



る活動には二つの目的があります。一つは、現在スポーツにおいて報告されるドーピングをゼロにすることです。そして、二つ目は、スポーツにおいてドーピングが起らないよう予防的な活動を行うことです。

アンチ・ドーピングとはドーピングしているアスリートを排除するだけではなく、アスリートの健康とスポーツの公平性や価値を守る活動でもあるのです。

スポーツの中で禁止されている物質と方法は世界のどこでも、同じルール

が適用されており、少なくとも1年に1回（毎年1月1日）更新されます。禁止物質は、常に禁止されるもの、競技大会中だけ禁止されるもの、特定の競技において禁止されるものの3種類があります。

禁止物質は身近な治療で使用される医薬品に含まれていることもあり、病院でもらう薬だけでなく市販薬にも注意が必要です。そのため、鹿児島県薬剤師会では、相談窓口として競技別に担当スポーツファーマシストを設置し、「お薬手帳」に貼るなどして自身がアスリートであることを伝えるシールなどのツールを作成しています。

最近の違反では、サプリメントに禁止物質が含まれていたという事例が増えています。アスリートは自身の体内に取り入れるものに対して責任を持つた行動が求められます。不安な際は、薬剤師にご相談ください。

（公益社団法人鹿児島県薬剤師会理事・井上真奈美）

※第1水曜に掲載します。

アスリートの健康守る

令和5年5月3日（水）

67. アンチ・ドーピング